

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和6年6月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく、市民の健康増進のためのがん検診、基本健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を行う。 各種事業の対象者であることの確認、事業利用履歴の確認、がん検診クーポン券等の受診券の発行、検診結果・精密検査の管理、がん検診の受診勧奨、精密検査未受診者への受診勧奨、事業案内通知を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
検診結果等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第50条 (情報照会の根拠)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康事業担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 中西 聡	健康推進課長 松岡 俊彦	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 松岡 俊彦	健康推進課長	事後	
平成30年7月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策		新様式による項目追加	事後	
令和3年9月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和4年2月28日	2. 特定個人情報ファイル名	がん等検査履歴ファイル、肝炎受診履歴検索ファイル	検診結果等情報ファイル	事後	
令和4年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者が「市町村」のうち、第四欄(特定個人情報)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」のうち、第二欄(事務)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (情報提供の根拠)第50条の1、第50条の2 (情報照会の根拠)第50条の1、第50条の2	事後	
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 (情報提供の根拠)第50条の1、第50条の2 (情報照会の根拠)第50条の1、第50条の2	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 (情報提供の根拠)第50条 (情報照会の根拠)第50条	事後	本編の修正間違えて「の1」残ってる ※R0照会時コメント
令和5年5月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第四欄(特定個人情報)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」のうち、第二欄(事務)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第四欄(特定個人情報)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」のうち、第二欄(事務)が「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(102の2の項))	事後	
令和5年5月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	健康事業担当課長	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	